

全国廃棄物・リサイクル行政 主管課長会議資料

令和8年7月23日（木）

環 境 省
環境再生・資源循環局

目 次

(総務課)

1. 循環経済（サーキュラーエコノミー）について……………7
2. 循環経済行動計画について……………10
3. 骨太の方針・日本成長戦略・地域未来戦略 【資源循環関係】 ……14
4. 環境省地方支分部局の名称変更（地方環境局）について……………20

(制度企画室)

1. 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律……………22

(循環型社会推進室)

1. 循環型社会形成の推進について ……32
2. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進……………37
3. 大阪湾フェニックス計画について……………43

(資源循環課)

(資源循環課本課)

1. 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について……………47
2. 広域認定制度・再生利用認定制度について……………59
3. 廃棄物処理業の振興について……………61
4. 公共関与等による施設整備の推進について（廃棄物処理センター制度） ……67
5. 資源循環自治体フォーラムについて……………69
6. J4CE 及び CPs について……………70
7. その他……………72

(容器包装・プラスチック資源循環室)

1. プラスチック資源循環法について……………74

2. 容器包装リサイクル法について……………	83
3. プラスチック資源循環の推進……………	86

(地域資源循環企画官 L)

1. 食品ロス・食品リサイクルの最近の取組……………	114
2. リユース等の促進に関するロードマップ……………	122
3. サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン……………	126
4. 使用済紙おむつ再生利用等の概要等……………	128

(資源循環制度推進室)

1. 自動車リサイクル法関連……………	135
2. 小型家電リサイクル法関連……………	144
3. 家電リサイクル法関連……………	150
4. 建設リサイクル法関連……………	153

(資源循環ビジネス推進室)

1. 投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築……………	159
2. 資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築の背景と調査概要……………	161

(廃棄物適正処理推進課)

1. 一般廃棄物の適正処理の推進について……………	177
2. 広域化・集約化の推進等について……………	201
3. 循環型社会形成推進交付金制度等……………	205
4. 地域循環共生圏の構築及び気候変動対策について……………	211
5. 廃棄物処理に係る研究・技術開発の推進……………	222
6. その他……………	223

(災害廃棄物対策室)

1. 近年の自然災害における災害廃棄物対策……………253
2. 廃棄物処理法等の改正等……………257
3. 自治体における災害廃棄物対策及び各種支援……………262
4. 大規模災害発生時における災害廃棄物対策に関する検討について……………270

(浄化槽推進室)

1. 浄化槽の現状と今後の流れ……………274
2. 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進……………281
3. 浄化槽の適切な維持管理の確保について……………283
4. 能登半島地震を受けたし尿処理・浄化槽復旧……………287
5. 令和8年度予算の概要……………289
6. 行政書士法の一部を改正する法律の公布に伴う留意事項について（通知）…296

(廃棄物規制担当参事官室)

1. 適正処理の更なる推進と循環型社会の形成に向けた廃棄物処理法の
産業廃棄物に係る規定の合理的運用について……………300
2. 排出事業者責任について……………301
3. デジタル化への対応について……………303
4. 不法投棄及び不適正処理対策について……………307
5. PCB 廃棄物処理に向けた取組について……………310
6. 廃棄物等の輸出入規制について……………315
7. シップリサイクル法について……………317
8. 有害物質等を含む廃棄物の適正管理について……………318
9. その他の産業廃棄物処理制度等の動向について……………323
10. スクラップヤードへの規制強化について……………331

(環境再生担当参事官室)

1. 東日本大震災からの復興再生……………334

(地球環境局フロン対策室)

1. フロンを取り巻く動向……………357
2. フロン排出抑制法の概要……………364
3. 廃棄等実施者の責務……………368
4. 廃棄物・リサイクル業者の責務……………369
5. 解体工事の事前説明……………370

総務課

循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる世界・日本の状況

- 各国で重要鉱物及びリサイクル資源の輸出管理強化、国内資源確保、グローバル企業の再生材利用が進む中、我が国では石油・金属等の資源を輸入に依存する一方で、国内のリサイクル原料の多くが焼却、輸出されている現状がある。
- 我が国産業が競争力を強化していくためには、一次資源の安定供給確保に加え、二次資源である再生材の質・量の確保と利用拡大を推進し、国際的な資源獲得競争で優位に立つことが重要。我が国の経済安全保障にも直結。

世界各国の政策動向

重要鉱物・リサイクル資源に関する輸出管理強化・国内資源確保の動き

【EU】

- EU域外への廃電子機器等の輸出規制を強化（2024年施行）
- 廃自動車規則案暫定合意（2025年12月）
 - 再生プラ使用義務化等
- バッテリー規則
 - 廃バッテリーの回収義務化（一部2023年～）、バッテリー製造時の再生材利用の義務化（2031年～）等
- 2025年12月に、リサイクル資源を含む重要原材料の供給確保策をまとめたREsourceEU行動計画を策定

【アメリカ】

- 国内発生の高品質銅スクラップの一部を2027年から国内販売義務付け
- レアメタルのリサイクルを実施する企業へ金融支援を措置

【中国】

- 重要鉱物の輸出管理（2023年以降）や金属スクラップ（銅・アルミ）輸入規則緩和（2024年）を実施
- 2024年に国策企業の中国資源循環集団（資本金約2千億円）を設立

ASEANを中心とした国際連携ニーズの高まり

【ASEAN諸国】

- 不適正処理やリサイクルによる環境汚染の深刻化
- E-wasteの発生量が急増

グローバル企業の取組

- ブランド価値向上の観点から、再生材を利用する動きが加速

日本

動静脈連携が十分に進んでおらず、基幹産業に再生材を質・量・コストの面で安定的に調達できるサプライチェーンが確立されていない現状を踏まえつつ、日本の優れた技術やノウハウを活用した対応が求められている。

再生材利用

プラスチック
約43万トン（廃プラの4.7%）

資源輸入

石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存（石油・ナフサ・鉱石・金属・金属製品輸入額 約31兆円）

海外輸出

金属：
鉄スクラップ 771万トン
アルミスクラップ 44万トン
銅スクラップ 42万トン

プラスチック
約126万トン（国内利用の約3倍）

静脈企業売上

欧州(Veolia)：
約7.3兆円
米国(Waste Management)：
約3.3兆円
日本(DOWA)：
約6,800億円

焼却処理等

食品ロス：
焼却・埋立等 約464万トン
プラスチック：
焼却・埋立等 約709万トン
（廃プラの約8割）

（注）数字は年間の値

資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上の必要性

我が国資源循環の主なボトルネック

- 1 公正な競争環境の未整備 不適正スクラップヤード問題と、不透明な商流や海外輸出ルートが存在により、公正な競争環境が損なわれている。
- 2 原料となる循環資源が集まらない 循環資源は薄く広く不定期に発生し、回収率が伸び悩むなど、安定的な確保が見通しにくい。また、経済合理性に基づき、金属資源は海外流出・埋立、プラスチックなどは焼却が優位。海外の輸出管理措置等により循環資源の輸入に課題。
- 3 リユース・リサイクル技術等が未成熟 製造業が使いこなせる品質を供給できる技術やインフラ等が未成熟。
- 4 再生材需要・市場が未形成 再生材の需要を創出するためのルールやインセンティブの不足、再生材利用価値が未浸透で市場が未形成。
- 5 資源循環ビジネスの事業性が未確立 資源循環産業の産業競争力が弱く、規模拡大・高効率化に向けた投資が進まない。

➡ ボトルネックへの対処を通じて、我が国の**自律性・不可欠性の向上**を目指す

- **自律性**：他国・地域に過度に依存しない経済社会構造
- **不可欠性**：重要技術等における他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性

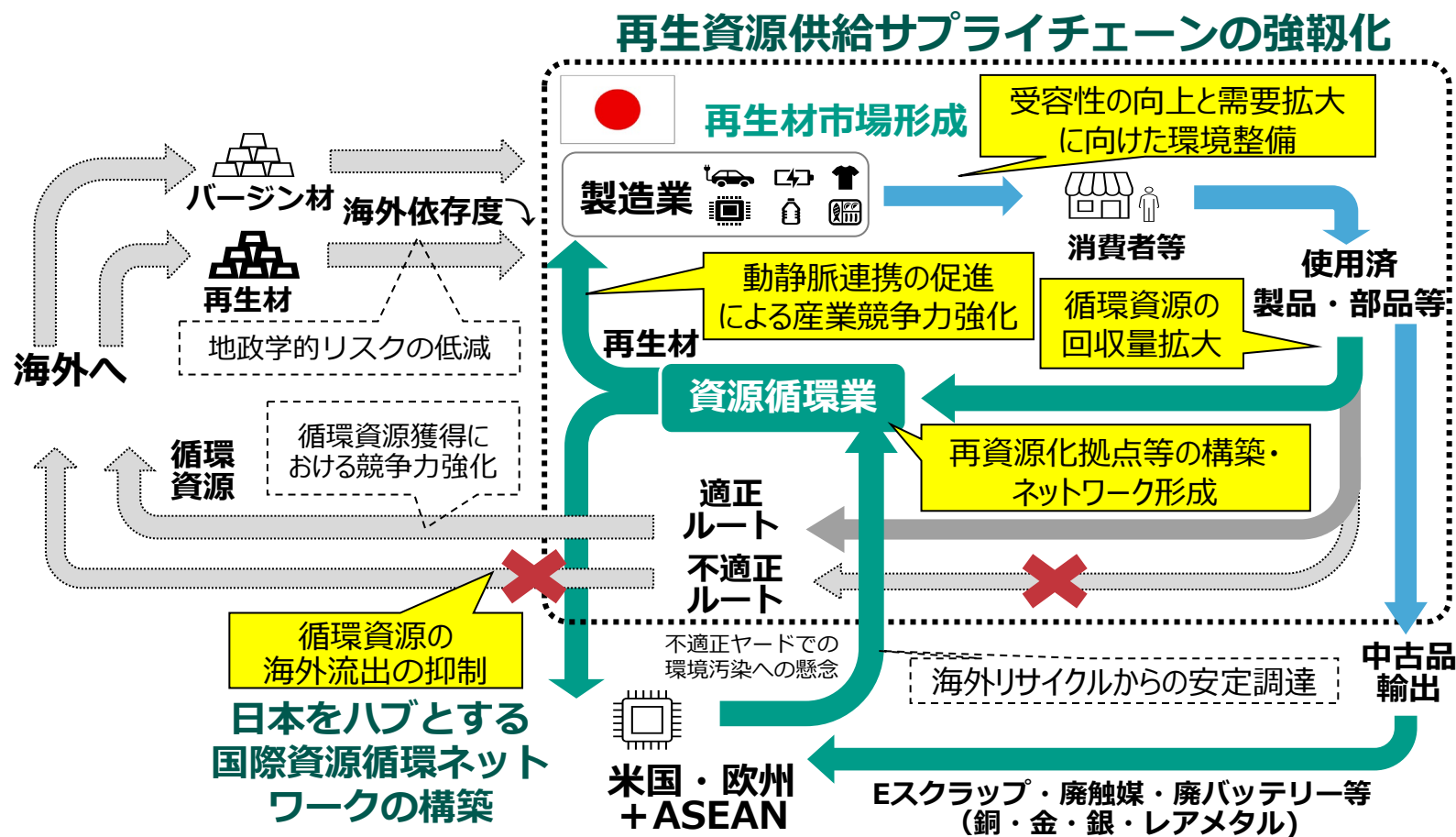
戦略的方向性

【自律性】

- ✓ 再生資源供給サプライチェーンの強靱化により、再生材を質・量・コストの面で安定的に供給
- ✓ 再生材需要の創出・拡大を起点とした**市場形成**

【不可欠性】

- ✓ 日本の製錬技術等の優位性を活かし、同志国とも連携し、日本を**ハブ**とする**国際的資源循環ネットワーク**を構築



循環経済に関する関係閣僚会議の開催

- 循環経済の実現を国家戦略として、政府全体で戦略的・統合的に行うため、循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議を開催。
- 内外の情勢を踏まえ、循環経済への移行を加速すべく、第4回会議において「**循環経済行動計画**」を決定。

第4回循環経済に関する関係閣僚会議（2026年4月21日）

- ・「**循環経済行動計画**」を決定。
- ・2030年に向け、鉄や永久磁石等について**再生材供給目標を設定した「メタルリサイクル推進戦略」**を推進し、金属やプラスチックの**再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成に向けた投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築（制度的措置を含む）**等により官民で約**1兆円の投資**を目指すなど、**再生資源供給サプライチェーンの強靱化**を図る。
- ・このほか、日本をハブとした国際資源循環ネットワークの構築、地域循環資源の徹底活用による地域活性化、資源循環分野の国際ルール形成、循環経済の国民運動に取り組む。

過去の開催

第1回循環経済に関する関係閣僚会議（2024年7月30日）

- ・第五次循環型社会形成推進基本計画案を提示し、了承。

第2回循環経済に関する関係閣僚会議（2024年12月27日）

- ・「循環経済への移行加速化パッケージ」を会議決定。

第3回循環経済に関する関係閣僚会議（2026年3月6日）

- ・内閣官房長官（議長）より、「循環経済行動計画」を4月を目途に取りまとめるよう指示。
- ・構成員として、総務大臣、外務大臣、財務大臣を追加。局長級の幹事会を設置。



第4回閣僚会議の様子（首相官邸HP）

【構成員等】	議長	：内閣官房長官	副議長	：経済産業大臣、環境大臣
	構成員	：内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(地方創生)、 総務大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣 ※局長級の幹事会を設置		

「循環経済行動計画」概要

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化 (重要鉱物、金属資源等)

<メタルリサイクル推進戦略>

・我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産業の国際競争力の確保を前提として、今後確保に注力すべき重要鉱物、金属資源等について**2030年までの再生材供給の目標**（需要に占める再生材の割合等）を設定。また再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。<マクロアプローチ>

鉄：鉄スクラップを高品位化する処理能力約200万トン/年を目安に、追加的に国内で確保

アルミ：展伸材(板・棒製品)の国内生産量の約4割を目安に、再生アルミ原料由来に

銅：国内で生産される銅(電解銅)の約3割を、再生資源由来に

永久磁石：国内供給される永久磁石原材料の約3割を、リサイクルで

※上記以外についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。

・以下の資源回収、再資源化等の強化策等を時間軸で整理<ミクロアプローチ>

(1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

・投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築（予算面、金融面等）
（制度的措置を含む）

- 前処理・保管（備蓄機能を含む）・再資源化・製錬等の拠点整備・ネットワーク形成
- 都市鉱山からのレアメタル、レアアース等の製錬・分離精製、解体選別などの技術開発
- 資源循環産業の振興（事業規模拡大、高度リサイクルの事業性確保等）
- 太陽光パネルリサイクル体制整備、リチウムイオン電池の再資源化、高品質再生プラスチック製造のための高度選別施設の整備等

・使用済物品（鉄スクラップ、永久磁石等）の回収・選別、再資源化、再生資源を用いた製品製造に係る実証・技術開発等の実施、スキーム整備等

・経済的支援スキームによる支援等により、2030年までに官民で約1兆円の投資を目指す

(2) 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

- ・再資源化事業等高度化法に基づく、製造業への再生材供給等に係る事業認定（3年で100件以上）
- ・再生プラスチック等の需給拡大に向けた支援・ルール整備（容器包装を由来とした高品質な再生プラスチック供給に向けた動静脈連携取組等の促進、改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出及び環境配慮設計の促進）
- ・自動車製造業における再生プラの利用拡大のためのロードマップの実施（再生材利用認証スキーム、再生プラ集約拠点構想、鉄やアルミへの横展開（産官学コンソーシアム））
- ・再生材品質保証等のためのトレーサビリティ確保に向けた情報流通プラットフォームの実装
- ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）におけるプラスチック資源循環システム構築に係る研究開発実証
- ・AI、ロボットによる作業負荷軽減・生産性向上、外国人育成就労・特定技能制度の活用も含めた担い手の育成

(3) 循環資源の海外流出の抑制

- ・不適正スクラップヤード対策、使用済物品の輸出確認制度・国内再生原則の創設（廃棄物処理法等改正案）
- ・金属スクラップ等の国内資源循環促進のための海外流出抑制策（関係機関（環境・経産・税関等）が連携した水際での対応の一層の強化等）

(4) 一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

- ・製品製造に当たっての段階的な再生材利用の数値義務化とあわせたインセンティブ創出
- ・再生材利用製品に係る公共調達の推進
- ・消費者受容性検証のための実証
- ・サーキュラーパートナーズ（CPs）を通じた資源循環の高度化と社会実装の推進
- ・CEコマース市場拡大のため取組を促進

(5) 社会的課題への対応

- ・太陽光パネルリサイクル推進法案（判断基準の段階的強化）、リサイクル費用低減と処理体制の整備
- ・「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づく、分別回収の徹底や再資源化の促進

2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

- ・G7、日米、クアッド、日ASEAN等での合意を深化させ、我が国の強みを生かして国際資源循環体制を構築（重要鉱物等リサイクルに関する同志国連携）
- ・ASEAN主要国において、E-waste/バッテリーの回収や適正解体等に関する法令整備、民間連携等を支援
- ・バーゼル法に基づくE-scrap等の輸入手続の迅速化（電子化により、数か月→1か月）

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

- ・資源循環に取り組む自治体の底上げ、地域の資源循環ビジネスの創出等支援
- ・地域資源を活用した地域脱炭素の推進等、意欲的な自治体の取組支援
- ・「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づく取組の推進
- ・農山漁村のバイオマス資源の徹底活用、まちづくり・インフラ整備における資源循環の推進
- ・食品ロス削減、食品リサイクルの推進、持続可能な航空燃料（SAF）の供給・利用の促進
- ・サステナブルファッション、使用済紙おむつリサイクルの推進

4. 資源循環分野の国際ルール形成

- ・企業の情報開示スキームである「グローバル循環プロトコル（GCP）1.0」の企業現場や金融機関での活用、企業の意見を踏まえたバージョンアップを主導、国際標準化の取組

5. 循環経済を国民運動に

- ・「循環経済パートナーシップ（J4CE）」、「サーキュラーパートナーズ（CPs）」、「資源循環自治体フォーラム」等を活用した主体間連携の推進
- ・「GREEN×EXPO 2027」の会場での資源循環の取組と情報発信

メタルリサイクル推進戦略

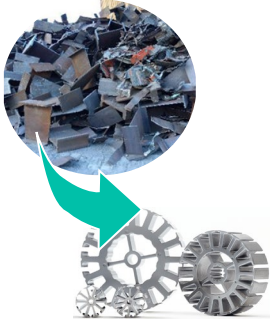
- 資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産業の国際競争力の確保を前提として、特に重要な次のベースメタル・重要物資については、2030年までの再生材供給の目標を設定し、再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。**(マクロアプローチ)**。
- その達成のため、都市鉱山等からの資源回収、再資源化等の強化に戦略的に取り組む。**(ミクロアプローチ)**。

※これ以外の重要鉱物等についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。施策は主なものに記載したものであり、詳細は各施策の工程表を参照。

現状

<鉄>

- 建設中の革新電炉に高品位鉄スクラップを投入することで、CO2を抑えつつ、高品質鋼材を生産可能。
- 生産時のCO2を抑えた「グリーン鉄」の供給体制構築は、鉄鋼業の競争力維持・強化のために必要不可欠。
- 大量の高品位鉄スクラップが新たに必要となるため、低品位の鉄スクラップを高度選別し、高品位化する能力の確保が戦略的に重要。
- 不適正スクラップヤード、不適正輸出への対策も重要。



施策

短期	中長期
動静脈企業の連携による高度な選別・解体実証、設備投資	実証を踏まえた必要な設備投資
不適正スクラップヤード対策の導入（制度的対応）	ヤード対策・水際対策の着実な実施

2030年目指す姿

グリーン鉄の原料となる高品位鉄スクラップを追加的に年間約200万トンを目安に確保

現状

<アルミニウム>

- アルミは自動車や建材等に幅広く利用されている。
- 我が国は、新地金を100%輸入しており、輸入依存度の低減やCO2排出量の削減のため、リサイクルの推進と再生アルミ原料の活用拡大が重要。
- 再生アルミ原料の使用が困難とされる「展伸材」（板・棒製品）については、再生アルミ原料使用量を増やす技術開発・設備投資等の取組が重要。

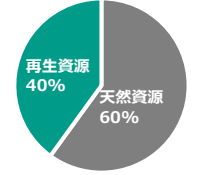


施策

短期	中長期
再生アルミ原料の選別や不純物の除去に関する技術開発、設備投資	技術開発等を踏まえた設備投資、リサイクルに必要な体制整備
再生アルミ原料を活用したアルミ製品の製造に係る技術開発、設備投資	

2030年目指す姿

展伸材※の再生アルミ原料比率の目安を約4割に

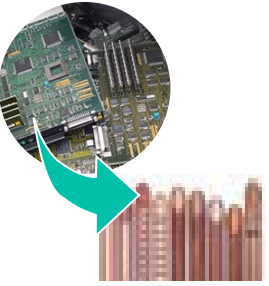


※板・棒製品

現状

<銅>

- 電気分解により製造される純度の高い銅地金（電解銅）は、DXやGXを支える基盤素材として重要性が高まっている。
- 我が国は銅精鉱を100%輸入。輸入依存度の低減や製錬事業基盤強化に向けて、e-scrapや銅スクラップ等の処理量を増やす技術開発・設備投資等の取組が重要。
- 国内からの回収に加え、同志国を中心とした海外からの調達多角化が急務。

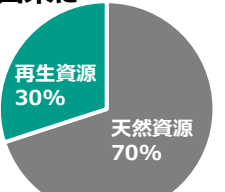


施策

短期	中長期
e-scrap等の処理拡大に関する技術開発	実証を踏まえた必要な設備投資
e-scrap等の輸入手続の電子化システムの開発	
e-scrap等の国際資源循環ネットワークの構築	

2030年目指す姿

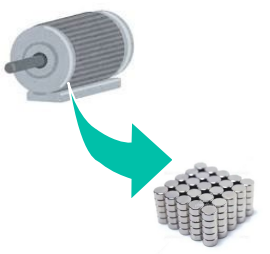
国産電解銅の約3割を、e-scrap等の再生原料由来に



現状

<永久磁石>

- 電動車の普及等に伴い、レアアースを用いた永久磁石の世界需要の増加が見込まれ、生産能力確保が課題。
- 我が国は、永久磁石の製造技術で優位性を持つ一方、原材料である重要鉱物を特定国に大きく依存。
- リサイクルによって原材料の自給率を高めることによって、自律性・不可欠性を高めることが急務。

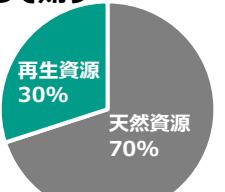


施策

短期	中長期
使用済磁石の回収・解体・選別・分離精製等に関する技術開発、実証、検証	技術開発等を踏まえた設備投資、リサイクルに必要な体制整備
同志国との国際的な磁石リサイクルネットワークの構築	

2030年目指す姿

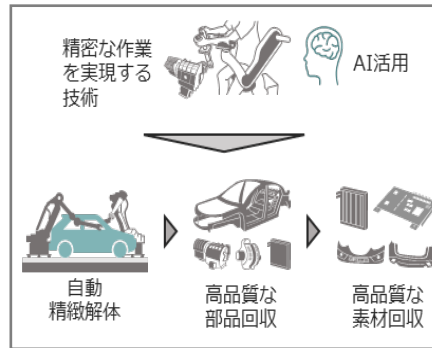
永久磁石の原材料の約3割をリサイクルによって賄う



「循環経済行動計画」主要施策の概要

再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

- ①多角的な経済的支援スキーム（予算面、金融面等）の構築（制度的措置を含む）
 - ・再資源化拠点等の構築（前処理・保管/備蓄・港湾インフラ・製錬等）・ネットワーク形成等に対する投資支援を行う。
 - ・設備投資支援と併せて、脱炭素化支援機構（JICN）などの官民ファンドの活用、中小企業支援も含めた、効果的な融資やリスクマネー供給などを実施・検討する。
- ②鉄スクラップ・永久磁石等の高度リサイクル実証
 - ・グリーン鉄の原料となる高品位鉄スクラップを追加的に年間約200万トンを目安に確保するため、動静脈企業が連携し、低品位鉄スクラップの高度選別等の技術実証を実施。
 - ・工程端材や使用済製品からの永久磁石の回収、再資源化、製品製造までの取組を実証。
- ③再生プラスチック集約拠点構築
 - ・自動車等もののづくり産業向けに安定した量と質の再生プラスチックを供給する集約拠点の構築のため、ビジネスモデルの検討、集約拠点に必要な技術の体系化・実証、設備導入支援を実施。



事業イメージ：自動車の精緻解体

循環資源の海外流出の抑制

- ①不適正スクラップヤード規制・使用済物品への輸出確認制度の導入（廃棄物処理法改正案）
 - ・環境対策にコストをかけずに高値で資源を買い集め、公正な競争環境を阻害している不適正スクラップヤードを規制するため、使用済金属・プラスチック物品を保管・再生する事業者には許可制を導入。
 - ・環境大臣の輸出確認の対象を廃棄物から環境汚染のおそれのある使用済物品に拡大し、国内の適正な再生能力の維持等を図る。
- ②バーゼル法の厳格な運用・水際対策の強化
 - ・過去のバーゼル法に係る不法事案の傾向分析を行い、分析結果を環境省、経済産業省、税関等の関係機関で共有し、厳格な水際対策のための連携体制を構築。
 - ・金属資源を含むスクラップを中心に、バーゼル法における対象物の範囲と該否判断基準をより明確にし、関係機関や事業者にも周知徹底することで、法の厳格な運用を実現。
- ③循環資源の海外流出抑制策の更なる検討
 - ・諸外国が講じている循環資源の海外流出抑制策も参照しつつ、関係省庁で更なる措置を検討。（REsourceEU行動計画等）



再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

- ①再生材の利用義務化の対象拡大（改正資源有効利用促進法）
 - ・製造事業者等に再生プラスチックの利用計画策定・定期報告を求める改正資源有効利用促進法が令和8年4月より施行され、再生プラスチックの利用が増加するよう国としてモニタリングを行う。業界の実情を踏まえつつ、対象となる事業者の範囲の拡大や、他の再生資源の対象追加を検討。
 - ・さらに、取組が進んでいる製品については、令和10年度までに段階的に一定の再生プラスチック利用率の義務化を行うことを検討。
- ②再生材利用のインセンティブ創出
 - ・再生材の利用拡大に向けて、製造事業者等に対し、再生材利用に係るコストを低減するための実証・支援を検討。
- ③公共調達への推進
 - ・2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入。
 - ・改正資源有効利用促進法における認定製品等の取扱いについて令和8年度に検討。
- ④再生材利用に対する消費者の理解醸成
 - ・サーキュラーパートナーズ（CPs）等を活用し、消費者の再生材利用製品に対する受容性や市場における評価を把握するための実証を行う。



Circular Partners

日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

- ①ASEANにおけるE-waste等の回収・処理支援
 - ・ASEAN等において重要鉱物等の金属資源を含む廃電子基板や廃蓄電池等（E-waste等）を回収・処理し、我が国製錬施設等でリサイクルを行い、バリューチェーンで再利用する国際資源循環体制を構築することを目指す。
 - ・2024～2025年にかけてASEAN 5カ国（インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナム）と5ヶ年の実施計画を策定。計画に基づき、E-waste等の回収や適正解体等に関する法令整備、民間連携等の支援を実施中。
 - ・廃自動車・EVバッテリーについては、経済安全保障に重要な金属資源の回収による資源確保に向けて、実態調査等を実施。
- ②e-scrap等の輸出手続の迅速化・合理化
 - ・e-scrap等の輸出手続について、バーゼル条約に基づく輸入手続を迅速化（電子化により、数か月→1か月）し、同志国間での手続簡素化・合理化を実現する。



「循環経済行動計画」主要施策（工程表）

1. 再生資源供給サプライチェーンの強化

○再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成（投資促進のための経済的支援スキームの構築（制度的措置を含む））

再生材供給サプライチェーン上の各種拠点の関連設備に対する設備投資支援の実施
設備投資と併せた、再資源化拠点等の構築や資源循環業に対する効果的な融資やリスクマネー供給の実施・検討

○金属資源のリサイクル

鉄スクラップの高度選別設備投資

鉄スクラップに混入した不純物の検知等に関する技術開発

再生アルミニウムの高度選別技術開発

アルミニウム資源のアップグレードリサイクルの技術実証

パイロットプラントを用いた中・大規模実証・設備投資

○永久磁石のリサイクル

レアアース分離精製技術開発（小規模パイロットプラント）

レアアース分離精製技術実証（中・大規模パイロットプラント）

国内リサイクルのスキーム検討

国内リサイクルのスキーム確立に向けた関連事業者の連携や技術・体制整備の推進

○再生プラスチック集約拠点構築

ビジネスモデル検討

品質の向上（試行的施策の実施）

供給量の増加（処理能力の向上）

高品質再生プラスチック製造のための高度選別施設等の設備投資

○循環資源の海外流出の抑制（不適正スクラップヤード規制・輸出確認制度〔廃棄物処理法等改正案〕）

全国規模の調査・分析

有識者会議の開催
ガイドラインの策定

制度開始に向けた自治体支援

制度開始後のフォローアップ

輸出確認の基準策定

○循環資源の海外流出の抑制（バーゼル法の厳格運用・水際対策の強化等）

過去の不法事案の傾向分析

環境省、経済産業省、財務省等が連携した
厳格な水際対策の実施

バーゼル法対象物の範囲及び該否判断基準の更なる明確化

諸外国が講じる循環資源
の海外流出抑制策調査

継続的な諸外国政策の調査及び更なる措置の検討

○一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

再生材利用計画・定期報告の対象見直し、一部製品における数値規制の検討開始・段階的導入

グリーン購入法基本方針の特定調達品目に再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入（2030年度までに全ての特定調達品目で）

容器包装リサイクル制度での入札の見直し検討

入札制度での動向情報連携による高品質プラスチック製品製造に係る推進枠の創設等

再生材の消費者受容性実証

製品設計へ展開

改正資源法のCECOMAS対象製品の追加検討、支援策との連動

2. 国際資源循環ネットワーク

国際資源循環ネットワークの構築に向けた、日米、クアッド、日ASEAN、日EU等を通じた同志国連携の強化

【E-waste】制度構築支援、パイロット事業、行政の能力開発支援等

日ASEAN国際資源循環ネットワークの確立に向けた
官民連携体制の強化

【廃自動車】実態調査の実施、協力体制構築

制度構築支援、パイロット事業、行政の能力開発支援等

【永久磁石】同志国との国際的な磁石リサイクルネットワーク構築

【バーゼル条約手続】
電子化に向けた機能
詳細化

設計・構築（省外連携の電子化）

省外連携の電子化
※米国・国内事業者

米国以外との接続検討・調整

目指す姿／取組指標

※特に記載がなければ2030年

再資源化拠点等の構築に向けた
官民投資約 1 兆円（～2030）

鉄スクラップを高品位化する
処理能力約200万トン/年を目安に
追加的に国内で確保

アルミ展伸材※の国内生産量の
約 4 割を目安に再生アルミ原料由来に
※板・棒製品

国内で生産される銅（電解銅）の
約 3 割を再生資源由来に

国内供給される永久磁石原材料の
約 3 割をリサイクルで

自動車等向け再生プラスチック供給
2.1万t（～2030）・20万t（2041～）/年

金属スクラップの取引にかかる
公正な競争環境を確保

環境汚染のおそれのある使用済物品の
海外流出を抑制

バーゼル法及び水際対策の
厳格な運用による不適正輸出防止・
摘発体制の構築

再生プラスチック等の需要創出により、
国内資源循環システムを確立

レアメタルを含むe-scrapのリサイクル
処理量を2030年に約50万トン
（2020年比5割増）に増加

e-scrap等の輸出入に係る
処理期間を数か月→1か月程度に
（2028年度電子化実現）

2026

2027

2028

2029

2030年度～

骨太の方針

1. 「強い経済」の実現

（2）成長基盤の強化

（資源・エネルギー安全保障・GXの強化）

重要鉱物の供給源多角化の支援、国家備蓄強化に取り組む。南鳥島周辺の海底レアアース資源など、海洋資源の確保に向けた取組を加速する。また、「循環経済行動計画」に基づくメタルリサイクル推進戦略等を通じ、再生資源に係る供給サプライチェーンの強靱化等に取り組む。

2. 強い外交・安全保障の確立

（2）経済安全保障の強化

我が国のサプライチェーン・製造基盤を上流から下流まで強靱化するため、汎用品も含む重要な基盤的物資や、将来更に重要性が高まる物資を支える部素材、資源循環等へ支援対象を拡大するとともに、包括的な取組を進める。経済合理性に委ねると安定供給確保が困難な領域については、国による更なる支援の方策について検討する。

3. 国民の安全・安心の確保

（1）防災・減災・国土強靱化の推進

（令和の国土強靱化対策、防災対策の推進）

「国土強靱化基本計画」※1が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」※2及び「国土強靱化年次計画2026」※3に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。

※1 令和5年7月28日閣議決定。

※2 「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）。高規格道路のミッシングリンクの解消、無電柱化、大雪対策等を含む。

※3 令和8年7月3日国土強靱化推進本部決定。令和8年度与党税制改正大綱では、道路関連インフラ保全の重要性等にも留意しつつ、いわゆるガソリン暫定税率廃止の財源確保について令和9年度税制改正において結論を得るとされていることも踏まえる。

迅速な初動体制の確保に資する緊急参集職員の処遇改善を含む防災分野の人材確保・育成に関する検討、危機管理用宿舍の整備を始め、地方支分部局等を含む国の災害支援体制・機能の充実・強化を進める。船舶活用医療の提供体制の整備を推進する。災害廃棄物処理体制を充実させる。

（2）治安・安全の確保

（安全・安心な暮らしの確保）

悪質商法対策や食品安全の確保、デジタル取引の拡大等の社会変化に合わせた対応を進める。地方消費者行政を継続的に強化するほか、食品ロス削減や消費者教育を推進する。

日本成長戦略

Ⅱ. 17の戦略分野における官民投資の促進

2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

(9) マテリアル（重要鉱物・部素材）

マテリアル産業は、競争力のある部素材やGXに対応した部素材を供給することで他の戦略分野にも貢献し得る基盤となる産業である。サプライチェーンを俯瞰（ふかん）し、重要鉱物の代替供給源確保や、研究開発を含む部素材の生産サプライチェーンの強靱化、「**循環経済行動計画**」に基づく**再生材確保により自律性を確保**するとともに、AI等を活用した新製法・新素材技術開発により不可欠性の確保を進めていく。

① 永久磁石

iii) 主な目標

- ・2030年時点で、国内供給される永久磁石の原材料の約3割をリサイクルによって賄うことを目指す。

iv) 主な施策

- ・リサイクル（回収・選別・取出・分離・精製）の技術開発を支援するとともに、スキームを確立する。

② グリーン鉄

iii) 主な目標

- ・2030年時点で、鉄スクラップを高品位化する処理能力について、年間約200万トンを目安として追加的に国内で確保することを目指す。

iv) 主な施策

- ・大型革新電炉での利用や鋳物等製造業でも部分的に活用が見込める**様々なスクラップ増産に向けたリサイクル施設の設備投資を支援する。**

③ 革新的金属部素材

iv) 主な施策

- ・革新的金属部素材に必要な希少原材料の確保に資する**リサイクル技術開発、設備投資及びサプライチェーン構築を支援する。**

日本成長戦略

④低炭素金属部素材（鉄鋼以外）

iii) 主な目標

- ・アルミニウムは、2030年代前半に年間約90万トン以上の高品質な低炭素アルミ市場を世界で獲得することを目指す。**アルミ展伸材について、2030年時点で国内生産量の約4割を目安として再生アルミ原料由来とすることを目指す。**

iv) 主な施策

- ・アルミスクラップ溶解設備等の低炭素金属部素材生産基盤の構築や、**リサイクル施設の高品位スクラップの増産に向けた技術開発や設備投資を支援する。**
- ・**レアメタルリサイクルの技術開発、設備投資を進めプロセス転換を支援する。**

⑤一次原料（鉱石等）及び二次原料（リサイクル材等の循環資源）からの製錬・分離精製、解体選別技術

iii) 主な目標

- ・**国内で生産される電解銅の約3割を再生資源由来とすることを目指す。**

iv) 主な施策

- ・**再資源化拠点の構築や国内外のネットワーク形成※1、再生材需要の創出・拡大を起点とした市場形成、海外での二次原料製錬等事業のリスク低減を支援※2する。**

※1 フロンガスの循環利用を含む。

※2 経済的支援スキームの構築（制度的措置を含む。）を含む。

① 永久磁石

3. 官民投資促進に向けた課題と政策パッケージ【政策手段】

（2）講じるべき政策パッケージ

① 国内投資支援

・リサイクル（回収、選別、取出、分離・精製）の低コスト化・高効率化等の技術開発、設備投資への支援、環境配慮設計（解体・素材分離の効率性向上）に関する技術開発

③ 立地競争力強化

・使用済み磁石の回収、選別、取出、分離・精製のスキーム整備

④ 国際連携

・同志国との国際的な磁石リサイクルネットワーク構築

② グリーン鉄

3. 官民投資促進に向けた課題と政策パッケージ【政策手段】

（2）講じるべき政策パッケージ

① 国内投資支援

・AI等を用いたスクラップ選別効率化等技術開発への支援
・大型革新電炉で利用可能及び、鋳物等製造業でも部分的に活用が見込める様々なスクラップを生産するためのスクラップ高度選別設備や大型シュレッダー等リサイクル施設への設備投資支援
・循環資源の海外流出抑制策の検討

③ 立地競争力強化

・自動車・家電等の高度リサイクル促進
・国内高品位スクラップの確保

③ 革新的金属部素材

3. 官民投資促進に向けた課題と政策パッケージ【政策手段】

（2）講じるべき政策パッケージ

① 国内投資支援

・革新的金属部素材に必要な希少原材料の確保に資するリサイクル技術開発、設備投資及びサプライチェーン構築に関する支援

④ 低炭素金属部素材（鉄鋼以外）

3. 官民投資促進に向けた課題と政策パッケージ【政策手段】

（2）講じるべき政策パッケージ

① 国内投資支援

・国内での循環資源の回収拡大や不適正な国外流出抑制等により、基幹産業（アルミニウム関連産業、蓄電池関連産業）に再生材を質・量・コストの面で安定的に供給し、それを活用するサプライチェーンの強靱化を図る。

- アルミスクラップ溶解設備等への技術開発・設備投資支援
- AI等を用いたスクラップ利活用促進技術開発支援
- スクラップ高度選別設備やシュレッダー等リサイクル施設への設備投資支援
- 蓄電池リサイクルの技術開発・設備投資支援や精錬加工コストの低
- 環境配慮設計（解体・素材分離の効率性向上）に関する技術開発
- 不適正スクラップヤード対策の導入および輸出確認の厳格運用

③ 立地競争力強化

・自動車・蓄電池・家電等の高度リサイクル促進
・国内スクラップの確保（例：自動車メーカーや鋳造事業者から発生するアルミくずの回収強化など）

⑤一次原料（鉱石等）及び二次原料（リサイクル材等の循環資源）からの製錬・分離精製、解体選別技術

3. 官民投資促進に向けた課題と政策パッケージ【政策手段】

（2）講じるべき政策パッケージ

②リサイクルの加速化

・国内での循環資源の回収拡大や不適正な国外流出抑制等により、金属スクラップ等の国内資源循環を促進するとともに、経済的支援スキームの構築（制度的措置を含む）等により再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成を進め、基幹産業に再生材を質・量・コストの面で安定的に供給するサプライチェーンの強靱化を図る。

・再生材の利用拡大に向けて、製造事業者等による自主的な利用目標の設定や取組を促進していくとともに、品質・由来等のトレーサビリティ確保を推進する。

・既存の出資制度の枠組みの見直しを進めることで、海外におけるリサイクル事業への民間企業の投資判断を促し、プロジェクトの組成を図る。

③需要サイドの調達源多角化

・従来品からの価格上昇に対し、中下流企業のコミットメントが代替供給源プロジェクトへの民間企業の投資決定には必要となるが、そのためには企業自身の意識付けのための企業ガバナンス構築が重要であり、経営層のコミットメントや自社サプライチェーン強靱化などに向けた取組の促進を図る。

- サプライチェーンを意識した企業ガバナンスを強化するため、経営層向けのガイドライン等においてサプライチェーンのリスク分析やその強靱化の重要性を位置づける。また、企業がサプライチェーン上のリスクを的確に把握し、調達源の多角化に向けて行動変容できるよう、必要な情報提供を行い、企業間の対話を促進する。

- その上で、企業のみで対応が困難な場合は、具体的なボトルネックを特定して、代替供給源の多角化に向けて必要となるサプライチェーン立上げ・切替等に係る支援策を講じる。

④国際連携による取組

・G7や資源国等の同志国と連携し、貿易政策・メカニズムについて関係国と共に協議を行うなど、供給源を多角化するための枠組みを検討し、新たな供給源立ち上げを促す。

・日本の精錬技術等の優位性やASEAN等での資源回収の促進に寄与する我が国の強みを生かし、資源循環産業への投資を推進し、日本をハブとする国際的な資源循環ネットワークの構築を目指す。

地域未来戦略（案）

1. 地域未来戦略

1. A.戦略産業クラスター計画における課題と主な支援施策

（1）産業クラスターを構成する企業の設備投資促進

- 課題
先端領域であり、不確実性を比較的高く伴う17の戦略分野における投資にあたっては、民間のリスクマネーのみでの大規模投資はリスクが高く、十分な投資が発生しないおそれがある。
- 対応方針
重要かつ勝ち筋がある分野においては、政府が戦略的に補助制度等を準備し、民間の大規模投資を誘引していく。
- 主な施策例
✓経済安全保障の確保に貢献する金属資源等の再資源化に対する投資促進支援

3. C.地場産業成長プランにおける課題と主な支援施策

（1）事業の状況に応じた事業主体へのきめ細かな支援

- 課題
地場産業を含む地域の産業の育成において、事業の状況や業種に応じて、事業立ち上げや販路開拓、デジタル化、省力化等の追加的な取組や新たな取組が求められる。しかしながら、こうした取組に関する事業主体のノウハウが十分でない場合には、事業の成長が円滑に進まない場合がある。
- 対応方針
立ち上げ期・規模拡大期等の事業の成長段階や業種固有の特性に応じて、きめ細かく適切なソフト支援を提供し、事業主体の成長を図る
- 主な施策例
✓資源性廃棄物の再資源化等の循環型ビジネス創出に向けた取組等の支援

第5節 その他の施策の推進

- （26）災害廃棄物対策による災害に強いまちづくり
- （43）浄化槽の適切な利活用

2. 地域未来戦略の政策パッケージ

第3章 計画実現に向けた支援施策【政策手段】

1. A.戦略産業クラスター計画における課題と主な支援施策

（1）産業クラスターを構成する企業の設備投資促進

- 主な施策例
✓経済安全保障の確保に貢献する金属資源等の再資源化に対する投資促進支援（再掲）

環境省地方支分部局の名称変更（地方環境局）について

2026年7月1日～

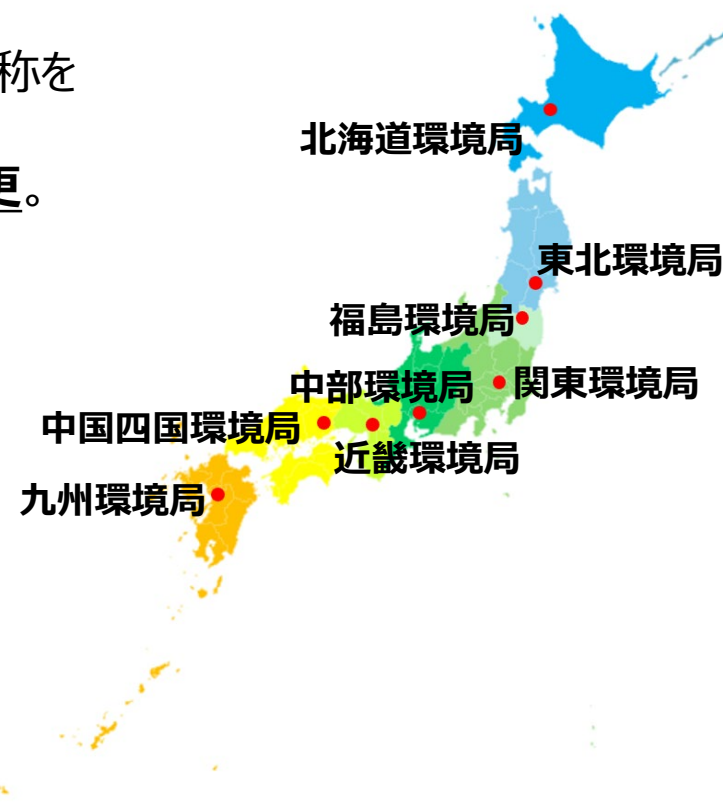


主な変更点

- 2026年7月1日、環境省地方支分部局の「地方環境事務所」の名称を「**地方環境局**」へ変更。また、全ての地方環境局に「**次長**」を設置。
- あわせて、「資源循環課」を「**資源循環・災害廃棄物対策課**」へ名称変更。

地方環境局の管轄区域

新名称	管轄区域 *変更なし
北海道環境局	北海道
東北環境局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
福島環境局	福島県
関東環境局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県
中部環境局	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿環境局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国環境局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州環境局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県



地方環境局の使命と取組の姿勢

地方環境局は、**3つの使命**を果たすため、**3つの姿勢**で取り組みます。

使命① 環境を軸とした**持続可能で豊かな地域づくり**

- ・ 地域脱炭素、地域における循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行、自然再興（ネイチャーポジティブ）、「地域循環共生圏」の推進、気候変動適応 等

使命② 国が担うべき**地域環境の保全・再生**

- ・ 国立公園や世界自然遺産、野生生物等の貴重な自然環境の保全・管理、水辺・里海の創出・活用の推進 等

使命③ 地域の安全・安心を支える**環境面での危機管理**

- ・ 災害廃棄物の適切かつ迅速な処理、クマ類をはじめとする野生生物による被害対策、広域協議会等を通じた気候変動適応の推進 等

姿勢① 地域の声をきめ細かく把握し、**現場第一の環境政策の立案**につなげます。

姿勢② 自治体や企業、地域住民など、**多様な主体を結ぶ地域のハブ**となります。

姿勢③ 地域課題の解決に向け、**地域に寄り添い、共に考え、伴走**します。

制度企画室

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律

(1) 法律の背景

我が国では、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度が 2012 年に始まり、それ以降、2022 年度までの約 10 年間、毎年約 4.6～9.4GW の設備が新たに導入されるなど、太陽光発電設備の導入が拡大されてきた。

また、第 7 次エネルギー基本計画（2025 年 2 月閣議決定）の関連資料では、電源構成に占める太陽光発電の割合が 2040 年度時点で約 23～29%（2023 年度時点では約 9.8%）と示されており、脱炭素社会の実現に向けては、今後も太陽光発電の継続的な導入が必要である。

一方、2012 年の再エネ特措法の施行以降の太陽光発電設備の大量導入に伴い、太陽電池の耐用年数は 20～30 年程度であるため、2030 年代後半以降、使用済太陽光パネルの排出量の顕著な増加が予想されており、2025 年から 2050 年までの年間排出見込量は平均約 25 万 t、ピーク時の年間排出見込量は約 50 万 t に上ると推計される。

これは、個別リサイクル法の枠組みにより処理されている自動車や家電 4 品目の現在の処理量に相当する量であり、仮に全て直接埋立処分された場合、2023 年度の産業廃棄物の最終処分量の 875 万 t/年に対して約 5% に相当し、最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生ずるおそれがあることから、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、廃棄の抑制及びリサイクルの推進を図ることが重要である。

太陽光パネルの廃棄の抑制を図るためには、環境に配慮した設計がされた太陽光パネルの使用や、リユース等を推進することが重要である。

また、太陽光パネルのリサイクルについては、一般に普及している太陽光パネルについては既にリサイクル技術が確立し、リサイクル施設の数が増加傾向にある。全国のリサイクル施設は太陽光パネルの専用施設に限っても 87 か所、その処理能力は合計約 13 万 t（2025 年 11 月時点）に上り、同年の推計排出量である約 8 万 t を上回る。一方で、現時点では太陽光パネルの埋立処分費用が 2,000 円/kW 程度～であるのに対し、リサイクル費用は 8,000～12,000 円/kW 程度であり、埋立処分費用とリサイクル費用との差額が大きいことが課題となっている。

また、排出量が少ない現時点では、排出される太陽光パネルの全量をリサイクルできる処理能力はあるが、8 府県には太陽光パネルの専用リサイクル施設が存在せず、全国的な処理体制が構築途上であることが課題である。

このため、予算措置等も活用し、これらの課題への対応を図りながら、まずは費用効率的にリサイクルが実施可能な多量に廃棄をしようとする太陽光発電事業者等からリサイクルの規制を段階的に強化し、将来の大量廃棄時までには、住宅用を含めた幅広い太陽光パネルが経済合理的にリサイクルできる環境整備が重要である。

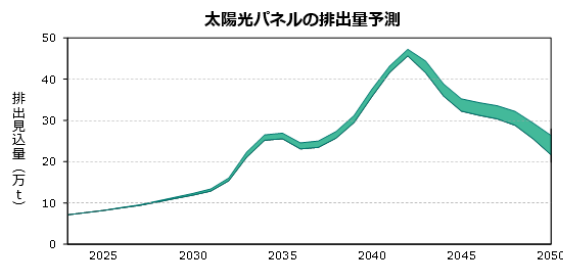
こうした観点から、環境省では、経済産業省と連携し、2024 年 9 月から、中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会と産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループの合同会議

で審議を行い、新たな法制度案の検討を進めてきた。

2025 年 3 月に取りまとめられた合同会議の報告書を踏まえ、法制的な観点からさらに検討を進め、2026 年 4 月に「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案」を閣議決定し、国会での審議を経て、同年 5 月 29 日に「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」（令和 8 年法律第 33 号。以下「太陽光パネルリサイクル法」という。）が成立し、同年 6 月 5 日に公布された。

太陽光パネルの排出量予測（推計結果）

- 太陽光パネルの推計排出量は**2030年代半ばから増加し、最大50万 t/年程度（うち、既設の太陽光パネルは40万 t/年程度）まで達する見込み**。これが全て直接埋立処分された場合、2023年度の**最終処分量（速報値）875万 t/年に対して約5%に相当**する。※長期利用や再資源化等による排出の平準化を考慮せず保守的な設定で推計
- 個別リサイクル法の枠組みにより処理されている自動車や家電 4 品目の現在の処理量と比較しても、太陽光パネルも**将来的には同程度の排出**が見込まれている。
⇒ **リサイクルを着実に進めなければ、最終処分量の大幅な増加につながる**ことになる。



（参考）各個別リサイクル法における再資源化の状況

法律名	現状の再資源化の状況
自動車リサイクル法（2024年度実績）	製造業者等による自動車シュレッダーダストの処理実績：約42万 t（約220万台分）
家電リサイクル法（2024年度実績）	製造業者等による再商品化等処理重量：約56万 t （参考）製造業者等による処理台数：エアコン約387万台、テレビ約363万台、冷蔵庫・冷凍庫約320万台、洗濯機・衣類乾燥機約374万台
小型家電リサイクル法（2024年度実績）	認定事業者による処理量：約8.5万 t

図 1 太陽光パネルの排出量予測（推計結果）

（２）法律の全体像

上述のとおり、太陽光パネルのリサイクルについて、①現時点では埋立処分費用とリサイクル費用との差額が大きいこと、②全国的な処理体制が構築途上であることが課題となっている。

このため、予算措置や既存制度も活用し、これらの課題への対応を図りながら、まずは、費用効率的にリサイクルが実施可能な多量に廃棄をしようとする太陽光発電事業者等からリサイクルの規制を段階的に強化していくことで、太陽光パネルの幅広い廃棄に関する者へのリサイクルを義務化するために必要な環境整備を行っていくこととした。

以上のことから、太陽光パネルリサイクル法では、多量の事業用太陽電池（太陽電池であって、収益事業において使用されているもの又は使用されていたものをいう。以下同じ。）の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）に国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の許可を不要とする等の措置を講ずることとした。

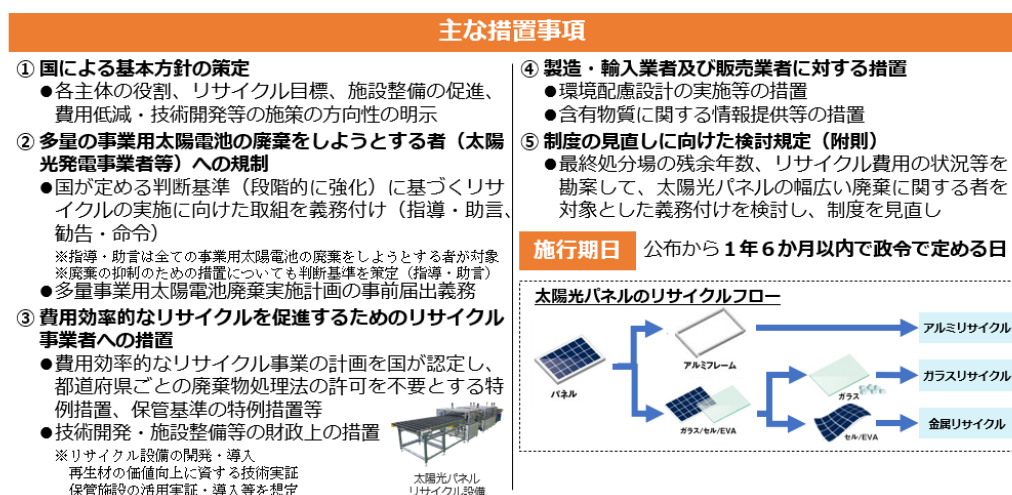


図 2 太陽光パネルリサイクル法の主な措置事項

（３）法律の措置事項

①再資源化の対象

本法律では、リサイクルの対象となる太陽光パネルを「太陽電池」として規定している。この「太陽電池」とは、太陽光を電気に変換する機器（板状であり、かつ、ガラスを材料として使用した部品を含む機器であって、その重量が政令で定める重量以上のものに限る。）であって、当該機器が廃棄物となった場合にその再資源化等を実施することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、有効なものとして政令で定める種類の太陽電池と定められている。

現時点では、シリコン系太陽電池は原則としてリサイクルが可能、化合物系太陽電池は一部の施設ではリサイクルが可能であるが、ペロブスカイト太陽電池はリサイクル技術を開発中の段階である。これらの点も踏まえて、「太陽電池」の具体的な範囲については、今後、審議会等での検討を経て政令で定める予定である。

②国による基本方針の策定

主務大臣（環境大臣及び経済産業大臣。以下同じ。）は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物（太陽電池が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の再資源化等の推進を総合的かつ計画的に図るための基本的な方針を定めることとする。この基本方針では、各主体の役割、リサイクル目標、施設整備の促進、費用低減・技術開発等の方向性に加え、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する太陽電池の製造・販売を促進するための方策等について規定することを予定している。

このうち、国によるリユース・リサイクルの率先実行については、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議（2026年3月30日）において、太陽光パネルの「導入に当たっては、リユース設備の調達及び廃棄時のリサイクル可能性を考慮する。導入した太陽光発電設備を廃棄する際には、リユースを検討した上で、リユースを行わない場合はリサイクルを行うこととし、リサイクル技術が確立していないものについては適正な処理を行う。」ことを決定した¹。また、環境省では、太陽光発電設備の導入支援を行う補助事業の実施要領において、「補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業により整備された太陽光発電設備の使用終了時に太陽電池の適切な処理方法としてリユース・リサイクルの実施に努めるよう周知しなければならない。」旨を規定している²。

地方公共団体におかれても、こうした取組を参考に、リユース・リサイクルの率先実行について、積極的な取組をお願いしたい。

¹ 「政府施設における太陽光発電の率先導入について」
（2026年3月30日公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議にて決定）
<https://www.env.go.jp/content/000306849.pdf>

² 例）「民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業」実施要領
「第5 間接補助事業者への周知」https://www.eta.or.jp/offering/2026/solar/files/07_jisshi.pdf

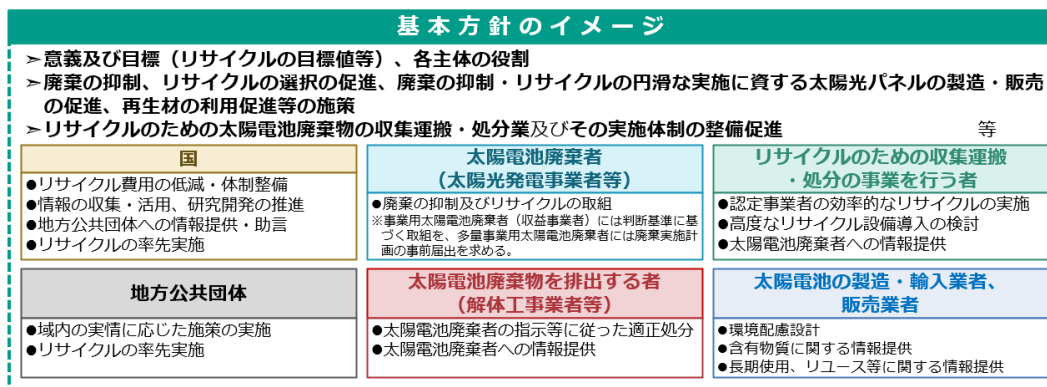


図3 基本方針のイメージ

③事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置

[1] 事業用太陽電池廃棄者の事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の判断の基準となるべき事項

主務大臣は、事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施を図るため、事業用太陽電池廃棄者（事業用太陽電池の廃棄をし、又はしようとする者をいう。以下同じ。）が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物（事業用太陽電池が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定め、必要な指導及び助言をすることができることとする。

また、判断基準の内容は、再資源化等の状況やリサイクル費用の推移等を勘案し、段階的に強化していくこととしている。

判断基準の具体的内容は、事業用太陽電池の長期使用・リユース、事業用太陽電池廃棄物の処分方法を適切に選択するための検討の方法、排出された事業用太陽電池廃棄物の処分の適切な実施の確保に関する事項等について、今後、審議会等での検討を経て省令で定める予定である。

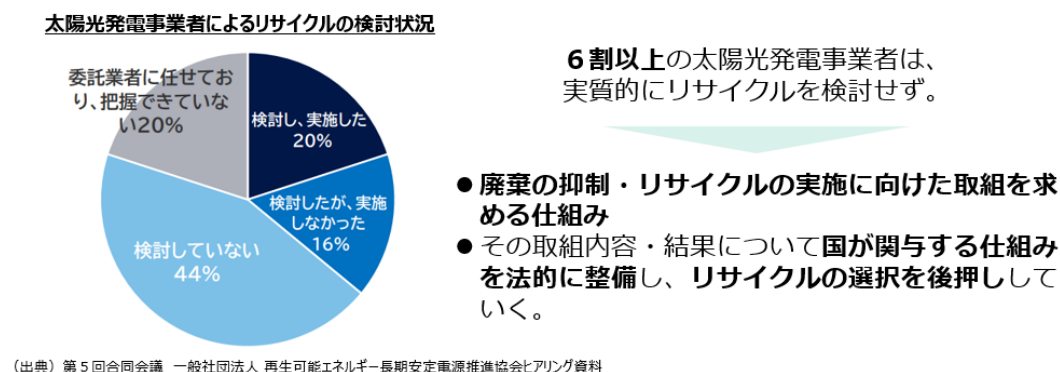


図4 太陽光発電事業者によるリサイクルの検討状況

[2] 多量事業用太陽電池の廃棄の実施に関する計画

多量事業用太陽電池廃棄者（事業用太陽電池廃棄者であって、その事業用太陽電池の廃棄をしようとする事業用太陽電池の重量が政令で定める要件に該当するものをいう。以下同じ。）は、当該事業用太陽電池の廃棄をしようとするときは、当該事業用太陽電池廃棄物の処分の方法等を記載した当該事業用太陽電池の廃棄の実施に関する計画（以下「多量事業用太陽電池廃棄実施計画」という。）を主務大臣に届け出なければならないこととし、当該届出をした者は、当該届出が受理された日から原則 30 日を経過した後でなければ、その届出に係る多量事業用太陽電池廃棄実施計画に記載された事業用太陽電池の廃棄に関し、自ら事業用太陽電池廃棄物を排出し、又は他の者に事業用太陽電池廃棄物を排出する工事若しくは作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させてはならないこととする。

主務大臣は、届出のあった多量事業用太陽電池廃棄実施計画の内容が上記[1]の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、受理した日から原則 30 日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該多量事業用太陽電池廃棄実施計画の変更その他の必要な措置をとるべきことの勧告及び命令をすることができることとする。

多量事業用太陽電池廃棄者の要件は、今後、審議会等での検討を経て政令で定める予定であるが、メガソーラーを対象に含めることを考えている。

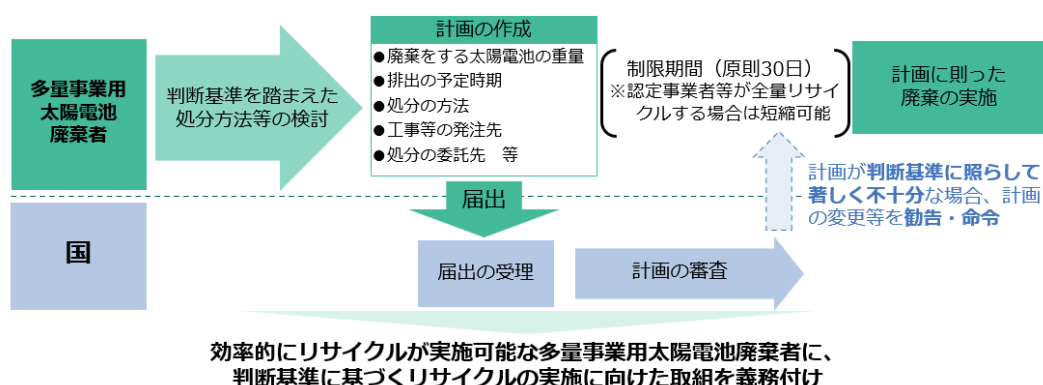


図 5 多量事業用太陽電池廃棄実施計画

④太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置

費用効率的なリサイクルを促進するため、太陽電池廃棄物再資源化等事業を行おうとする者は、当該太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとする。

当該認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物の収集運搬業及び処分業を行うことができることとし、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の保管数量の上限の特例の適用を認めることとする。

認定基準や保管数量の上限は、今後、審議会等での検討を経て、政省令で定める予定であ

る。

⑤製造業者等及び販売業者による太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する措置

太陽電池の製造又は輸入を業として行う者（以下「製造業者等」という。）は、設計及び原材料等の種類について工夫をした太陽電池の製造又は輸入をし、また、太陽電池の販売を業として行う者（以下「販売業者」という。）は、当該工夫がされた太陽電池を販売するよう努めなければならないこととする。

製造業者等は、その製造し、又は輸入をする太陽電池について、その部品の材質及び成分並びにその重量の表示等必要な措置を講じ、また、販売業者は、太陽電池の長期間の使用及び再使用並びに太陽電池に係る太陽電池廃棄物の再資源化等に関する情報の提供を行うよう努めなければならないこととする。

①環境配慮設計の取組	②情報提供
●長寿命化 ●軽量化 ●易解体設計 ●有害物質含有量の低減	●リサイクルの円滑な実施に必要な情報の開示（含有物質情報（鉛、カドミウム、ヒ素、セレン等）を想定） ●長期使用、リユース等に関する情報提供

※本法律における措置に加え、資源有効利用促進法において太陽光パネルを指定再利用促進製品に指定し、同法における判断基準に基づく環境配慮設計を求めること等を検討。

軽量化、長期使用・リユース等により、太陽光パネルの廃棄を抑制
リサイクルの容易化、再生材売却益の向上等により、リサイクル費用を低減

図 6 製造業者等及び販売業者による措置

⑥財政上の措置等

国は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

環境省では、従来のリサイクル設備の導入支援や再生材の価値向上の技術実証に加えて、今年度から、保管施設の導入支援や収集運搬の効率化の実証事業にも取り組んでいる。また、再資源化事業等高度化法に基づく太陽光パネルの高度リサイクル設備の認定等を通じて、リサイクルの費用低減と体制整備の加速化を進めていく。

このうち、収集運搬の効率化の実証事業は、収集運搬事業者や再資源化事業者が、地方公共団体とも連携しつつ、効率的な収集運搬体制を構築することを目的としており、本年 6 月 19 日に公募結果を公表したところであるが³、積極的な活用を検討いただきたい。

³ 以下ページにて公募結果を公表

https://www.env.go.jp/press/press_05120.html

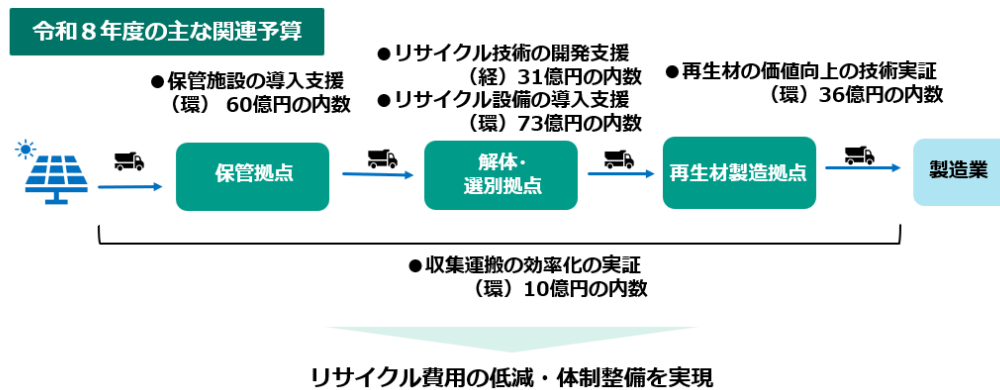


図7 主な太陽光パネルリサイクル関連予算

⑦罰則

多量事業用太陽電池廃棄者が多量事業用太陽電池廃棄実施計画の変更等の命令に違反したとき 100 万円以下の罰金を科すこととするなど、所要の規定を設ける。

⑧施行期日（附則）

本法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

⑨制度の見直しに向けた検討規定（附則）

政府は、太陽電池の排出量の見込み、再資源化等に要する費用の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、多量事業用太陽電池廃棄者の要件の見直し、太陽電池の廃棄に係る者における太陽電池廃棄物とする太陽電池の量の抑制及び太陽電池廃棄物の処分の方法としての再資源化等の選択に係る義務付け等所要の措置を講ずるものとする。

（４）法律の施行に向けて

令和９年１２月初旬頃の太陽光パネルリサイクル法の施行に向け、今後、審議会の合同会議において、再資源化等の対象となる太陽電池、基本方針、事業用太陽電池廃棄者の判断基準、多量事業用太陽電池廃棄者の要件、太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定基準等について、審議いただき、その結果を踏まえパブリックコメントを実施し、政省令等を定める予定である。

＜参考資料＞

- [1] 環境省 Web サイト「太陽光パネルリサイクル関連」
https://www.env.go.jp/recycle/recycling/renewable/page_00345.html
- [2] 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律の概要
<https://www.env.go.jp/content/000404704.pdf>
- [3] 太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン
https://www.env.go.jp/page_00818.html
- [4] 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）
https://www.env.go.jp/page_00817.html
- [5] 中央環境審議会 循環型社会部会 太陽光発電設備リサイクル制度小委員会
<https://www.env.go.jp/council/03recycle/yoshi03-16.html>

循環型社会推進室

1. 循環型社会形成の推進について

(1) 循環型社会形成推進基本計画について

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）第15条の規定に基づき、政府は循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定している。循環基本計画はおおむね5年ごとに見直すこととされており平成30年6月に閣議決定した第四次循環基本計画の見直しの議論を行い、令和6年8月に新たに第五次循環基本計画を策定した。

第五次循環基本計画は、次に示す5つの柱に基づき、循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性、目指すべき循環型社会の将来像、各主体の連携と役割、国の取組、循環型社会形成のための指標及び数値目標について盛り込む構成としている。

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強化と着実な適正処理・環境再生の実行
5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

循環基本計画では、2年に1回程度、中央環境審議会循環型社会部会において、計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を行うことを定めている。昨年度から実施している循環基本計画の評価・点検については、循環基本計画のうち「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」及び「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」を重点点検分野と設定し、必要な評価・点検を行っている。本点検は、物質フロー指標を活用して定量的な点検を行うとともに、取組指標も参照し、評価・点検を行うものである。本点検については、現在報告書案のパブリックコメントが完了した状況であるが、当該報告書案においては、循環型社会部会委員より、地域課題の解決と地域活性化に資する地域循環システムの構築、地域特性に応じた最適な規模での資源循環の推進、リユース・再生材活用等を通じた地域循環経済の実現等の様々な意見が提示されている。国としても、今後点検結果が確定した際には、当該点検でのご指摘も踏まえ、多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現に向けて、自治体の皆様と連携しつつ取組を進めてまいりたい。皆様におかれても、引き続き、各地域において、多種多様な地域の特性を踏まえ、地域循環共生圏の構築についてご検討いただくことをお

願い申し上げたい。

<参考資料>

・循環型社会形成推進基本計画に関する環境省ウェブサイト

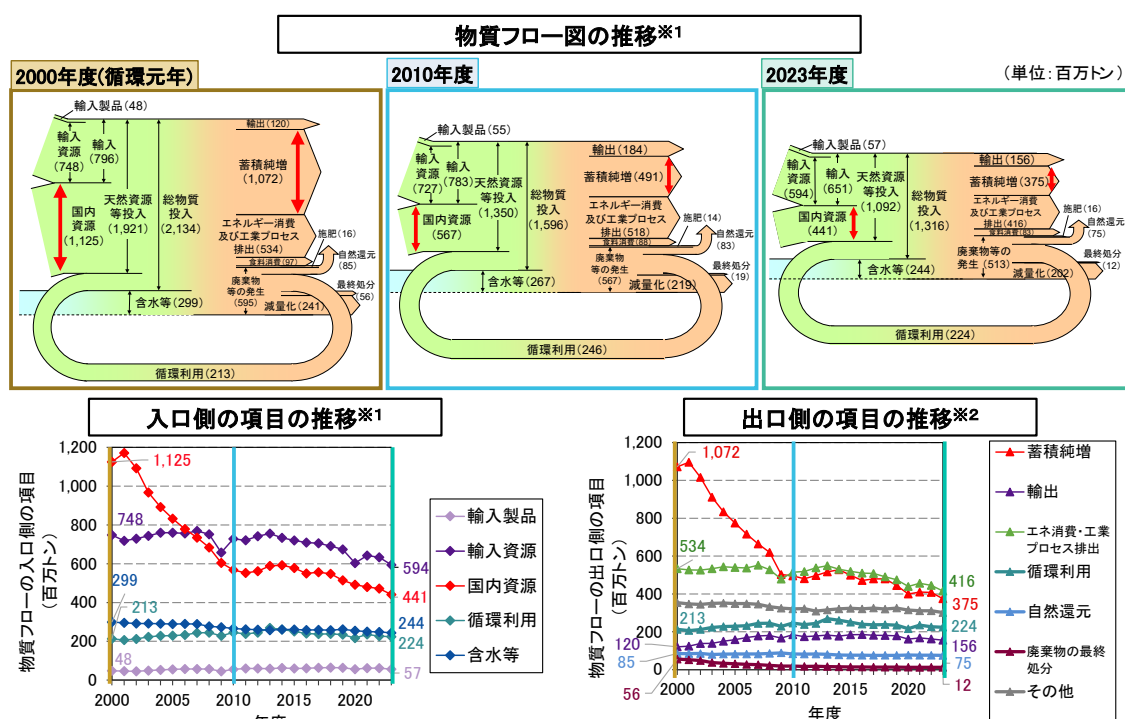
<http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>

・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）

<https://www.env.go.jp/content/000242999.pdf>

・第五次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果について（案）

<https://www.env.go.jp/content/000389207.pdf>



※1 輸入製品：HS 品目表のうち 22、24、28～43、47～96 類

輸入資源：HS 品目表のうち 1～21、23、25～27、44～46 類

含水等：廃棄物等の含水等（汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）

※2 その他：食料消費、施肥及び廃棄物の減量化

第五次循環型社会形成推進基本計画について



改定の背景およびポイント

- 循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵。
- 循環型社会形成のドライビングフォースとなる「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するもの。
- また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、地上資源基調の「ウェルビーイング / 高い生活の質」を実現するための重要なツール。
- こうした認識の下、今回の改定では、循環経済への移行に関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として本計画を策定。



循環型社会のドライビングフォースである循環経済

ネット・ゼロ、ネイチャー・ポジティブ

産業競争力強化・経済安全保障

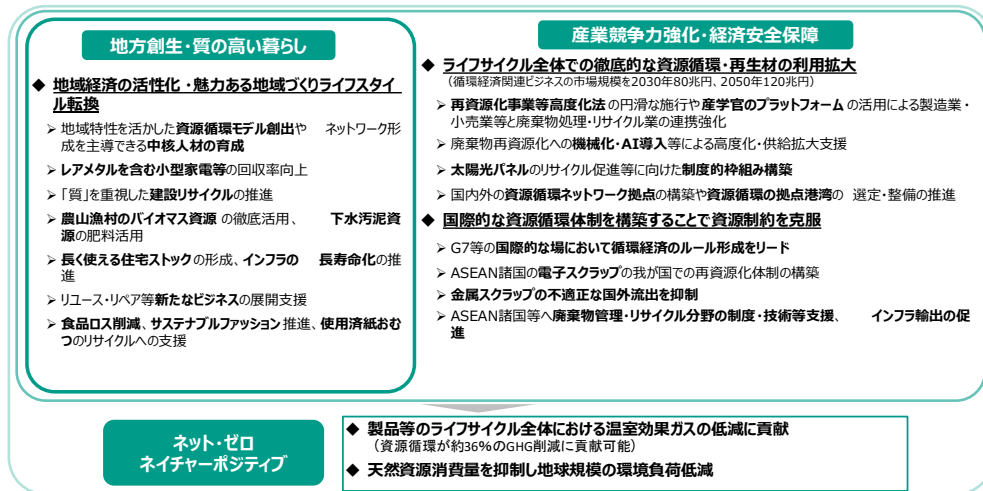
地方創生・質の高い暮らし

我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略）



- 資源循環への対応は、環境面のみならず、経済・社会面からも重要な社会的課題。
- 循環経済への移行に国家戦略として取り組み、環境制約、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決。

	主な課題・背景	主な政策的対応	実現される将来像
環境制約への対応	気温上昇・種の絶滅が加速	・ネット・ゼロ、ネイチャー・ポジティブとの統合的施策（資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能） ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策	・資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制 ・気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進） ・環境負荷と経済成長の絶対的デカップリング
産業競争力強化・経済安全保障	バッテリー・自動車・包装材等で再生材利用強化の動き 世界資源需要増で資源獲得競争激化等資源価格高騰と供給懸念	・環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大 ・バリューチェーン循環性等の国際ルール形成主導 ・輸入した鉱物・食料等の資源を最大限循環利用 ・鉱物等の国内外一体的な資源循環を強化	・ライフサイクル全体で徹底的な資源循環の実現 ・国内外一体の資源循環体制構築 ・製品・サービスの競争力を向上 ・我が国の国際的なプレゼンスを向上
質の高い暮らし・地方創生	地域経済の縮小、人口減少・少子高齢化、空き家・空き店舗等 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却が必要	・地域の特性を活かした資源循環システムの構築 ・地方公共団体が連携協働を促進 ・再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッションロス削減等でライフスタイルを転換	・地域産業の振興や雇用創出、コミュニティの再生など、地域課題の解決 ・地域資源の特性を生かした魅力ある地域づくり ・多様な選択肢の中で行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現



政府全体で一体的に取り組み、循環経済への移行を実現

(2) 積極的な情報発信等による行動喚起の促進

循環型社会の形成のためには、企業活動や国民のライフスタイルにおいて3Rの取組を浸透させ、恒常的な活動や行動として定着させていく必要がある。

そのため、国や地方公共団体、民間企業等が密接に連携し、社会や国民に向けて3Rの意識醸成、行動喚起を促す継続的な情報発信等の活動が不可欠。

2026年4月には、循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議決定により「循環経済行動計画」が公表され、循環経済への移行を加速し、我が国の「勝ち筋」とすべきという考えの下、再生資源供給サプライチェーンの強靱化や、日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築、地域循環資源の徹底活用による地域活性化、資源循環分野の国際ルール形成、循環経済を国民運動に、を柱に、各種施策について今後取り組んでいくこととされた。また、2030年に向け、鉄や永久磁石等について再生材供給目標を設定した「メタルリサイクル推進戦略」を循環経済行動計画に位置付けるとともに、金属やプラスチックの再資源化拠点の構築等に官民で約1兆円の投資を目指すこととされている。

また、「循環経済行動計画」については、環境白書にも掲載しているので、廃棄物・リサイクル関係法の施行状況や各種データとともに、学校やコミュ

ニティなどでの循環型社会形成に向けた地域学習・普及啓発のために御活用
願いたい。

国民の取組推進に向けた直接的なアプローチとしては、消費者向け3R行動
喚起事業「選ぼう！3Rキャンペーン」を全国のスーパー、ドラッグストア等
にて実施する予定である。

2. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

循環経済への移行は、資源効率性・循環性の向上及びこれによる気候変動・生物多様性損失・汚染といった環境問題への対処による自然資本への負荷削減に加え、地域課題の解決と地方創生、再生材の利用拡大等を通じた国際的な産業競争力の強化や資源確保による経済安全保障の強化に資する施策である。「循環経済行動計画」においても、日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築が柱の1つとなっている。

ASEAN や「グローバル・サウス」と呼ばれる国・地域等の途上国では、急激な経済成長に伴う廃棄物発生量の増加や、適正な廃棄物管理インフラの未整備により、環境汚染や健康被害が発生しているほか、最終処分場からのメタンガスの発生や廃棄物の環境中への流出等が問題視されている。我が国の有する優れた廃棄物処理・リサイクル等に係る制度・技術・経験をベースに、環境上適正な廃棄物管理及び循環インフラ整備を推進することによって、多様化する環境課題の解決のみならず、産業競争力の向上による経済成長の実現にも貢献していく。

また、世界的な人口増加及び経済発展等に伴い資源需要が拡大する中、鉱物資源の戦略的確保は喫緊の重要課題である。特に、経済発展の著しいアジアなど途上国では、重要鉱物等を含む電気・電子機器廃棄物（e-waste）の発生量が増加するとともに、不適正処理による環境汚染が深刻化している。そのため、ASEAN 等の途上国において、適正な e-waste の回収・リサイクルの枠組みを構築するとともに、我が国の高度な製錬・リサイクル技術も活用しつつ有効利用することで、サプライチェーンを通じた相互利益のある国際的な資源循環体制を構築し、世界の資源制約を緩和することが重要である。

さらに、「アジア太平洋3R・循環経済フォーラム」や「アフリカきれいな街プラットフォーム」など我が国が主導する国際的なプラットフォームを活用し、共通指針の策定等を通じ途上国における循環経済移行や廃棄物管理の取組を促進し、当該地域を中心に我が国の優位性のある廃棄物管理等の需要拡大を進め、循環産業の国際展開・インフラ輸出につなげている。

加えて、ここ数年、欧州を中心に様々なバリューチェーンに関する規制や企業の情報開示等ルールが導入又は提案されており、グローバル企業を中心にバリューチェーンレベルでの循環性向上に関する取組も進んでいる。また、G7をはじめとする国際場裡において循環経済に関する政策やルールが活発に議論されており、日本が国内における知見を踏まえ、こうした場で国際的なリーダーシップを発揮し国際的なルール形成に貢献しつつ、国内の環境課題、経済社会課題に貢献する。

（１）循環経済・資源効率性に関する国際動向

循環経済の促進は、資源・製品の価値の最大化、資源投入量・消費量の抑制、廃棄物発生量の最小化等につながり、バリューチェーン全体の循環性及び資源効率性の強化は、三つの地球規模の危機への対処に貢献する。このため、G7 含め世界各国が一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する循環経済への移行を加速させているところ。

また、平成 27 年の国連サミットにおいて「2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）として 17 の目標（Goal）が設定された。

Goal12（持続可能な消費と生産）では、その細目として「12.2 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する」、「12.5 廃棄物の発生防止、削減、再生利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」等が掲げられており、我が国としても、「SDGs 実施指針」や SDGs 達成に向けた政府の取組等を踏まえながら、これらの目標達成に向け、取組を加速化する必要がある。

① G7

G7 は、1975 年の設立から約半世紀にわたり、グローバルな課題への対応において国際的なパートナーと協力するためのプラットフォームとしての価値を示し続けている。平成 27 年の G7 エルマウサミット（ドイツ）では、首脳宣言において資源効率性が取り上げられ、産業界、公的部門、研究機関、消費者等のステークホルダーが優良事例を共有する場として、「資源効率性のための G7 アライアンス」が設立された。同アライアンスは、議長国が主導してワークショップを開催することとしており、設立以降毎年開催されている。

令和 7 年 6 月に行われた G7 カナダスキスサミット（カナダ）では、G7 重要鉱物行動計画を採択し、リサイクルを含め、持続可能で信頼性の高い重要鉱物サプライチェーンの構築を目指すことで一致した。

令和 8 年 6 月に行われた G7 エビアンサミット（フランス）では、重要鉱物のサプライチェーン確保に関する G7 首脳宣言が採択され、その中で重要鉱物のリサイクルなどについて、具体的行動方針が示された。本宣言では、循環経済が重要鉱物の供給確保に不可欠であるとの認識の下、再生材供給への支援や二次原材料市場の構築、回収・リサイクル体制の強化、リサイクル率の大幅な向上を進める方針が示された。

（２）国際的なプラットフォームの活用

① アジア太平洋 3 R・循環経済推進フォーラム

アジア太平洋 3 R・循環経済推進フォーラムは、アジア・太平洋地域の途上

国における廃棄物の適正処理や3Rの推進による循環型社会の構築に向けて、各国政府、国際機関等の多様な関係者が協調して取り組む基盤として、平成21年に我が国の提唱により設立された。なお、循環経済への移行に関する国際的な機運の高まりを踏まえ、第10回会合からは「アジア太平洋3R推進フォーラム」から「アジア太平洋3R・循環経済推進フォーラム」へ名称を変更している。同フォーラムの下、定期的なハイレベル政策対話の実施、各国の3R・循環経済プロジェクト実施に資する国際機関の支援などが進められている。

令和7年3月にジャイプール（インド）で開催された第12回会合では、アジア諸国及び太平洋島嶼国30カ国の政府、国際機関、民間企業、研究機関、NGOなどから約1000名が参加し、2013年に採択された「ハノイ3R宣言」（2013～2023年）の後継文書として、2025年から2035年の10年間ににおける3R・循環経済関係の目標を定めた「3R・循環経済に関するジャイプール宣言」が採択された。同宣言においては、3Rを中心としたハノイ3R宣言の内容に新たに循環経済に関する内容を追加しており、循環経済に関する基本的な認識等（共通ビジョン）を示すとともに、循環経済への移行を進めるための自主的な13の目標を設定した。また、同宣言の実施の参考資料として、戦略、行動、及び指標等の例を示したガイダンスノートを策定した。併せて、ハノイ3R宣言の進捗を点検するための「3R白書」第2版が公表された。

②アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）

アフリカ開発会議（TICAD）6における廃棄物セミナー（平成28年）での議論を踏まえ、環境省、国際協力機構（JICA）、UNEP、国際連合人間居住計画（UN-HABITAT）及び横浜市のイニシアティブにより、平成29年4月にアフリカ24か国や国際機関から150名以上がマプト（モザンビーク）に集まり、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」が設立された。令和8年6月時点で、メンバーはアフリカ48か国、239都市に拡大。本プラットフォームは、都市の廃棄物に関する知見・経験の共有や、アフリカやその他の地域における中央政府、地方自治体、研究機関、民間部門などのネットワーキングの促進を行い、廃棄物管理への投資を促し、アフリカ各国における廃棄物管理の政策優先順位を上げることで、SDGsの目標年である2030年に「きれいな街と健康な暮らし」をアフリカで実現させることを目指している。

そして2025年8月20・21日、第9回アフリカ開発会議（TICAD9）のパートナー事業として、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」第4回全体会合が横浜で開催。ACCPの活動強化のため、国際資金と連携した廃棄物管理インフラ推進のための「事業形成促進ファンド」を設立し、世界銀行副総裁等が参加。同ACCP会合の成果文書として、今後3年間の活動を示す「新・横浜行動指針」が採択。第4回ACCP

会合の成果文書として3年間の9つの活動目標、知見共有の強化、質の高いデータ収集と管理、廃棄物収集・運搬の向上、廃棄物管理分野への投資促進等を取りまとめた。

（３）循環産業の国際展開と廃棄物・リサイクル分野における国際協力

①廃棄物・リサイクル分野のインフラ輸出戦略

途上国では経済成長や人口増加に伴い廃棄物の発生量が急増する一方、適正処理が追い付いていないことから、環境汚染等が深刻化している。我が国は優れた廃棄物管理の制度及び廃棄物管理・リサイクル技術等を有しており、優れたインフラを早期に導入・普及することで途上国の環境汚染・健康被害の低減・解決に貢献している。

内閣官房長官を議長とした経協インフラ戦略会議で決定された「インフラシステム輸出戦略」(平成29年度改訂版)では、従来からの気候変動の緩和分野に加え、廃棄物分野が位置づけられた。これを踏まえ同年7月に環境省において「環境インフラ海外展開基本戦略」を策定した。

この戦略においては、廃棄物・リサイクル分野における分野別アクションとして、日本事業者による実現可能性調査(FS)支援及びモデル事業、二国間合同委員会を通じた、質の高い技術の導入の環境整備やファイナンスモデルの開発・適用、住民理解形成や廃棄物処理・リサイクル施設の計画・入札・設計・運営に至るまでの研修等を進めることとしている。令和5年3月、岸田内閣総理大臣は、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の新たなプランを発表し、ASEAN等の途上国に対して、廃棄物管理インフラ及び循環経済移行への協力を進めていくことが盛り込まれた。さらに、令和8年5月に高市内閣総理大臣が発表した「進化したFOIP」においては、エネルギー・重要物資サプライチェーンの強靱化が重点分野として位置付けられ、E-wasteや廃電池等のリサイクルを通じた重要鉱物の確保や、同志国との国際資源循環ネットワークの構築の重要性が一層高まっている。

また、環境省では、「電気・電子機器廃棄物(e-waste)、使用済自動車(ELV)及び重要鉱物に関する日ASEAN資源循環パートナーシップ(ASEAN-Japan Partnership for Resource Circulation of E-waste, End-of-Life Vehicles and Critical Minerals: ARCPEEC)」に基づき、ASEAN主要国におけるe-wasteや使用済自動車等の適正な回収・解体・リサイクル体制の構築に向け、制度整備支援、能力開発、民間連携の促進等を進めるとともに、我が国の製錬・リサイクル技術も活用しながら、重要鉱物等の回収・利活用を促進し、日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築と重要鉱物等サプライチェーンの強靱化に取り組んでいる。

令和7年8月、第9回アフリカ開発会議（TICAD9）の成果文書として採択された「新・横浜行動指針」では最終処分場の適正管理のための「福岡方式」の普及に加え、廃棄物インフラへの投資促進に向けた活動の強化を明確に位置付けた。

今後、こうした戦略等を基に、我が国の質の高いインフラの海外展開を進め、途上国の環境改善促進に貢献していく。

②廃棄物・リサイクル分野における国際協力

環境省では、インフラ輸出戦略等を踏まえ、我が国の循環産業の海外展開支援のため、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル等に係る制度・技術・経験をベースに、制度・技術・人材育成等をパッケージで支援している。現在はインドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア等との間で、政策対話や廃棄物管理合同委員会、ワークショップ等を毎年実施している。

環境省が実施する訪日研修としては、我が国循環産業海外展開事業化促進のための研修に、アジア、アフリカ諸国等世界各国より、平成23年度から令和7年度にかけて合計延べ999名が参加した。

また、アジア地域の途上国においては、環境省ハイレベルによる政策協議に加え、展示会、ビジネスマッチング及びセミナーといった一連のイベントを一体的に開催する「ジャパン環境ウィーク」を実施し、環境インフラのトップセールスを通じて、両国の環境分野のビジネスチャンスの効率的かつ効果的な創出を図っている。これまで、ミャンマー（平成30年1月）ベトナム（平成31年1月）タイ（令和2年1月）インドネシア（令和3年）フィリピン（令和4年3月、令和7年1月）及びインド（令和5年1月）で開催したほか、令和5年のASEAN友好協力50周年を契機に、ASEAN諸国との協力強化を目的とした「日ASEAN50周年記念環境ウィーク」をラオス（令和5年8月）で開催した。また、令和8年5月にはインドネシア・ジャカルタにおいて第2回日本・インドネシア環境ウィークを開催した。日本・インドネシア両政府をはじめ、民間企業、研究機関、国際機関、NGOなど多様なステークホルダーが参加し、両国の環境課題への理解を深めるとともに、今後の協力・連携の可能性について活発な意見交換が行われた。

さらに環境省では、廃棄物・リサイクル分野の国際協力として、JICAによる開発途上国への専門家派遣、開発途上国からの研修員の受入れ、JICAの実施する調査等についても必要な協力を行っている。

アジア・アフリカをはじめとした開発途上国においては、我が国の地方公共団体が有する、廃棄物処理計画等の計画策定や住民の合意形成等に関する経験やノウハウの共有が強く求められている。また、我が国循環産業の海外展開支援のためには、国家間の協力、事業者による努力だけでなく、地方公共団体の取組

の共有及び相手国との地方公共団体間連携を図っていくなど、様々なセクターで統合的に取り組むことが非常に有効である。このため、環境省は、令和元年に廃棄物管理分野に関する地方公共団体による国際協力推進ネットワークの検討を開始した。令和4年度は、会員向けに国際協力に資するコンテンツを提供する Web サイトを立ち上げるとともに、地方公共団体間の意見交換会、職員向けの国際協力研修を実施した。令和7年度は、引き続き途上国における廃棄物問題等について地方公共団体との意見交換を実施するとともに、Web サイトを環境省のドメインへ移行する作業を実施し、ウェブアクセサビリティの向上を図った。国際推進ネットワークへの参加は随時受け付けており、今後とも各自治体の御参加・御協力をお願いしたい。

（４）循環経済の国際ルール形成

資源循環に関する情報開示は、製品・サービスの競争力、企業の資金調達力等に直結するものの、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）やTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）のように国際的に確立されたルールが存在していない。現在提案されている企業の循環性に関する指標や評価、開示の枠組みとしてグローバルな民間企業団体である WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）が開発する CTI（循環性移行指標）や、CTI をベースとした ISO59020、また EU の CSRD（企業の持続可能性報告指令）による循環性も含めた情報開示の義務化の動きなどが挙げられる。しかし、これらの指標の定義や、計算方法などは統一されておらず、企業にとっては対応コストの増加が懸念されている。また、EU を中心に、ELV（廃自動車）規則案やバッテリー規則など、循環性に関する規制が先行しており、再生材利用率などの単一指標で評価される傾向にあり、日本企業に不利なルールが乱立する懸念がある。そのため、日本企業に強みがある耐久性や省資源性などの循環経済の取組が適正に評価される指標や情報開示スキームを開発し、それらを日本が主導的に国際標準化していくことが重要である。

そのような中、環境省では、内閣府の BRIDGE 事業の下で「バリューチェーンの循環性指標及び企業情報開示スキーム等の国際標準化事業」を実施している。その中で、「資源循環に関する企業レベルの情報開示スキームの開発に係る検討会」と「国際標準化戦略及びバリューチェーンの循環性指標等の開発に係る検討会」の2つの検討会を立ち上げた。「資源循環に関する企業レベルの情報開示スキームの開発に係る検討会」では資源循環、非財務情報開示等に知見のある有識者や金融機関、製造業等が参加し、循環性に関する情報開示スキームのグローバルスタンダード化を目指し、WBCSD が 2025 年 11 月の GCP

(グローバル循環プロトコル)の初版を公表。気候変動等の分野でも標準となっている開示フレームワークである 4pillars (リスク管理、戦略、指標・目標、ガバナンス) に沿って各項目の開発を進めるとともに、企業レベルのセクター共通の循環性指標を整理・開発。「国際標準化戦略及びバリューチェーンの循環性指標等の開発に係る検討会」では、バリューチェーンの環境負荷、LCA、国際標準化等に知見のある有識者や製造業等が参加し、自動車、家電、アルミなどの各バリューチェーンにおける循環性指標の開発を並行して行い、業界ごとの国際標準化戦略も検討することで、日本企業の製品・サービスの国際競争力の維持・強化に繋げていく。

3. 大阪湾フェニックス計画について

都府県の区域を越えた広域的な最終処分場を港湾区域内の海面に整備する広域廃棄物埋立処理場計画（フェニックス計画）を国土交通省と共同で推進している。

近畿圏においては、2府4県にまたがる「大阪湾フェニックス計画」が推進されており、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）において、平成元年度から広域処理対象区域（現在 169 市町村を指定）内で排出される廃棄物の最終処分を行っている。近畿 2 府 4 県において発生する一般廃棄物の最終処分量の約 7 割、産業廃棄物の最終処分量の約 3 割を受け入れ、近畿圏における廃棄物の安定的な処分のため重要な機能を果たしている。

令和 7 年度末には、現在稼働している 4 つの処分場の計画容量の約 9 割を超え、今後の処分容量の確保が課題となる中、神戸沖埋立処分量の上部空間を活用し、処分容量を拡大する方針などを関係者間で取りまとめ、現在その具体化に向け、取組を進めているところ。

災害廃棄物の受入れについては、平成 7 年の阪神・淡路大震災以降、多量の災害廃棄物を受け入れており、近年では令和 7 年の能登半島地震により発生した災害廃棄物を受け入れるなど、災害復興にも大きく貢献している。今後、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合の広域的な廃棄物処理体制について検討を進めていく中で、災害廃棄物の処分場等の確保という観点も踏まえ、令和元年度から大阪湾圏域における大規模災害時の災害廃棄物処理の課題・対策等の検討を行っており、これまで災害廃棄物の受入の考え方やルールの整理などを行ってきた。

今後も引き続き、廃棄物の圏域外への広域移動を抑制しつつ、廃棄物の発生抑制、減量化を図るなどにより可能な限り処分場の延命化に努める必要があるため、関係府県におかれては管下市町村等関係機関に対す

る積極的な指導及び本事業への協力をお願いする。